

令和 6 年度

仕 様 書

北広島町

		摘 要	
工 事 番 号			
幹 線 名 路 線 名 称			
施 工 場 所	北広島町 田原		
工 事 名	熊城山生活環境保全林内管理道補修工事		
工 事 概 要	工事延長 L = 80.5 m 1箇所 舗装打ち換え工 A = 8.0 m ² 2箇所 舗装打ち換え工 A = 26.0 m ² アスカーブ工（撤去・設置） L = 13.0 m 3箇所 舗装打ち換え工 A = 32.7 m ² 4箇所 舗装打ち換え工 A = 71.1 m ² アスカーブ工（撤去・設置） L = 32.3 m 5箇所 オーバーレイ工 A = 49.5 m ²		

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和5年8月）」によるものとする。

第2節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

第3節 現場代理人の兼務

1 受注者は、第3節(1)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
- (3) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
- (4) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (5) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所10Km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
- (3) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

(4) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。
また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は別記様式第2号により、承認しない場合は別記様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、別記様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（北広島町の休日を含める条例（平成17年北広島町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 別記様式については、「広島県の調達情報」に掲載の様式に準じる。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

第2章 施工条件

第1節 公害対策

- 1 濁水・湧水处理
内 容： 濁水处理（沈砂池）を施工すること。

第2節 建設副産物

- 1 建設副産物の現場内再利用・減量化
現場内に破碎機械を持ち込み、撤去したコンクリートをRC-40として下層路盤材に再利用する。
- 2 産業廃棄物の場外保管
当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。
ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第3節 その他

- 1 漁業協同組合の同意
本工事着手前に漁業協同組合の同意を得ること。

第3章 建設汚泥等（工事間流用の場合）

- 1 受注者は、本工事により発生する建設汚泥は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。
- 2 受注者は、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い建設汚泥が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督員に提出しなければならない。

第4章 設計金額

第1節 排出ガス対策型建設機械の使用促進

土木工事共通仕様書（令和5年8月）『第1編第1章第1節1-1-1-32 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、排出ガス対策型（第2次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第5章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

総 括 表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
道路維持工事03	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事03						
1 箇所	1	式				
2 箇所	1	式			明 1 号	
3 箇所	1	式			明 2 号	
4 箇所	1	式			明 3 号	
5 箇所	1	式			明 4 号	
アスファルト殻処分費	1	式			明 5 号	
直接工事費計	1	式			明 6 号	
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
距離制運賃 10t車まで 60kmまで	1	式				
	2	回				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

【 第 1 号 明細書 】						
1箇所						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
人力による築立(土羽)整形 砂及び砂質土・粘性土	0.6	m2			施 1 号	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	8	m			P 1 号	
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	8	m2			P 2 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)	0.3	m3			P 3 号	
不陸整正 49mm以上55mm未満	8	m2			P 4 号	
ダンプトラック運搬 2t積級 バックホウ山積0.28m3(平0.20m3)	0.3	m3			施 2 号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13)	8	m2			P 5 号	
計						

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

【 第 2 号 明細書 】						1 式 当り
2箇所						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
人力による築立(土羽)整形 砂及び砂質土・粘性土	4	m2			施 1 号	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	17	m			P 1 号	
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	26	m2			P 2 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)	1	m3			P 3 号	
不陸整正 49mm以上55mm未満	26	m2			P 4 号	
ダンプトラック運搬 2t積級 バックホウ山積0.28m3(平0.20m3)	1	m3			施 2 号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13)	26	m2			P 5 号	
アスカーブ 断面積215cm2以上235cm2未満 再生細粒度アスコン(13)	13	m			P 6 号	
計						

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

【 第 3 号 明細書 】						
3箇所						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
人力による築立(土羽)整形 砂及び砂質土・粘性土	4.5	m2			施 1 号	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	13	m			P 1 号	
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	32.7	m2			P 2 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)	1.3	m3			P 3 号	
不陸整正 49mm以上55mm未満	32.7	m2			P 4 号	
ダンプトラック運搬 2t積級 バックホウ山積0.28m3(平0.20m3)	1.3	m3			施 2 号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13)	32.7	m2			P 5 号	
計						

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

【 第 4 号 明細書 】						
4箇所						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
人力による築立(土羽)整形 砂及び砂質土・粘性土	9.7	m2			施 1 号	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	36.7	m			P 1 号	
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	71.1	m2			P 2 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)	2.8	m3			P 3 号	
不陸整正 49mm以上55mm未満	71.1	m2			P 4 号	
ダンプトラック運搬 2t積級 バックホウ山積0.28m3(平0.20m3)	2.8	m3			施 2 号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13)	71.1	m2			P 5 号	
アスカーブ 断面積215cm2以上235cm2未満 再生細粒度アスコン(13)	32.3	m			P 6 号	
計						

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

【 第 5 号 明細書 】

5箇所

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ダンプトラック運搬 2t積級 ハック材山積0.28m3(平0.20m3)	2	m3			施 2 号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度7.5(13)	49.5	m2			P 7 号	
計						

熊城山生活環境保全林内管理道補修工事

【 第 6 号 明細書 】

アスファルト殻処分費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	5.5	m3			P 8 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)	5.5	m3			P 9 号	
再資源化施設受入費 75塊 10t,4t,2t	13	t				
計						